

## 長野市地域福祉推進事業実施要領

この要領は、長野市地域福祉推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1 補助金の対象経費について

- (1) 要綱第4第1項第1号で定める地域福祉ワーカーを雇用する事業に要する経費は、地域福祉ワーカー雇用に係る賃金、諸手当、保険料の事業者負担分とする。
- (2) 地域福祉ワーカー雇用期間が1年に満たない場合は、要綱第4第2項に定める限度額の12分の1の額に実施月数を乗じた額をもって限度額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 地域福祉ワーカー雇用を月の中途から開始し、又は廃止した場合における当該月に係る補助金の限度額は、要綱第4第2項に規定する限度額の12分の1の額を当該月の日数で除して得た額に、当該月における雇用日数を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (4) 要綱第4第1項第2号で定める生活支援コーディネーターの業務に要する経費とは、次に掲げるものをいう。

報償費	講師謝礼等
旅費	自家用車を使用した場合の車賃（住民自治協議会に旅費に関する規定がある場合に限る。）
需用費	消耗品費、食糧費（会議開催に伴う湯茶等に限る。）、資料印刷費、書籍購入費、光熱水費等（会場借用に伴う冷暖房等の使用料に限る。）
役務費	通信役務費等
使用料及び賃借料	会場借料、機材借上料
備品購入費	地域福祉ワーカーが行う生活支援コーディネーターの業務に必要な備品類（事務机、事務椅子、パソコン、デジタルカメラ等）の購入費用
その他	生活支援コーディネーターの業務に係る実費等市長が認めるもの

- (5) 前号に掲げる経費のうち、備品購入費については、年間10万円を限度とする。
- (6) 第4号に掲げる経費のうち、備品購入費については、平成29年度から平成31年度までに実施した事業に限り補助対象とする。
- (7) 要綱第4第1項第3号、第5号で定める地域福祉ワーカーが受講する地域福祉コーディネーター（ワーカー）養成研修又は生活支援コーディネーター養成研修の受講に要する経費とは、地域福祉コーディネーター（ワーカー）養成研修又は生活支援コーディネーター養成研修の出席負担金（受講料）及び地域福祉ワーカーの勤務地から研修地までの交通費をいい、自家用車を使用する場合の車賃は、住民自治協議会に旅費に関する規定がある場合に限るものとする。
- (8) 要綱第4第1項第4号で定めるボランティア養成講座の開催に要する経費とは、次のとおりとする。

報償費	講師謝礼等
需用費	消耗品費、資料印刷費、光熱水費等
役務費	保険料、通信役務費等
使用料及び賃借料	会場借料、機材借上料
その他	ボランティア養成講座に係る実費等市長が認めるもの

## 2 補助金の交付について

補助金の交付は、原則として事業完了後に交付するものとする。ただし、事業執行上必要と認める場合は、以下のとおり請求月に応じて概算払いで交付するものとする。

- ア 4月から6月までの請求については、交付決定額の100分の25以内
- イ 7月から9月までの請求については、交付決定額の100分の50以内
- ウ 10月から12月までの請求については、交付決定額の100分の75以内
- エ 1月から3月までの請求については、交付決定額の100分の100以内

## 3 関係書類の提出について

要綱に定めるもののほか、必要な様式を次のとおり定める。

- ア 地域福祉推進事業収支予算書（様式1）
- イ 地域福祉推進事業収支決算書（様式2）

## 4 補助金の会計について

会計処理にあたっては、帳簿による適正な管理及び執行に努めるものとする。

## 5 印鑑について

提出書類に使用する印鑑は、すべて同一のものを使用するものとする。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成22年6月25日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。